

平成28年度第1回北見市男女共同参画審議会議事録

日時：平成28年7月6日（水）15時00分～16時00分

会場：北見市役所まちきた大通ビル庁舎5階 A会議室

○出席委員：7名（欠席 5名）

渡辺会長、朝川委員、河田委員、菅原委員、鶴巻委員、福地委員、松井委員

○事務局：4名

滝沢市民環境部長、佐野市民環境部次長、長谷川市民生活課長、
坂本男女共同参画係長

○次第：1.開会

2.市長挨拶

3.第2次北見市男女共同参画基本計画の諮問について

4.議事

- （1）第2次北見市男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について
- （2）ワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設について
- （3）その他

5.閉会

<p>1. 開会 (事務局)</p>	<p>本日は何かとご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、平成 28 年度第 1 回北見市男女共同参画審議会を開会いたします。私は、本日、進行役を務めさせていただきます、市民生活課の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、海田副会長、古田委員、松平委員、山本委員、鹿又委員の 5 名の方は、所用のため、欠席の申し出がありましたので、本日の出席委員は、12 名中 7 名でございます。北見市男女共同参画審議会規則 第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数の出席がありますことから、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p>
<p>2. 市長挨拶</p> <p>(辻市長)</p>	<p>ここで、第 1 回男女共同参画審議会の開催にあたりまして、辻 市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>こんにちは。北見市男女共同参画審議会の開催にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、日頃より、当市の男女共同参画の推進に対して、多大なるご協力を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。さて、国では、日本国憲法でうたわれています、個人の尊重と法の下での平等を実現すべく、男女共同参画社会の構築を二十一世紀の我が国の最重要課題のひとつと位置付け、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。</p> <p>当市においては、平成 18 年に「男女共同参画を推進するための条例」を制定した後、平成 20 年に策定しました「男女共同参画プランきたみ」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を一体的に推進しているところでございます。この男女共同参画プランの計画期間につきましては、平成 29 年度末までとなっているところであり、次期計画となります第 2 次男女共同参画基本計画の策定に向けまして、当審議会のご意見を賜りたく、本日、諮問をさせていただく次第であります。</p> <p>第 2 次基本計画の策定にあたりましては、現行プランの検証や、当市における現状や課題はもとより、少子高齢化等の急速に変化する社会情勢を踏まえた上で皆様にご議論をいただき、市民の皆様をはじめ、各事業者や団体、教育関係の皆様と市が一体となって、男女共同参画を推進することができる、より具体的で実効性のあるプランとなりますよう、答申を賜りたいと考えております。</p> <p>スケジュールにつきましては、来年 3 月の中間答申を経て、平成 30 年 2 月までに最終答申をいただく予定をしているところであり、渡辺会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞をおかけすることとなりますが、これまで培われた豊富な知識やご経験からのご意見、また、市民目線の忌憚のないご意見・ご議論を賜りますようお願い申し上げ、審議会開催にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>3. 第2次北見市男女共同参画基本計画の諮問</p>	
<p>(事務局)</p>	<p>次に、辻市長から第2次北見市男女共同参画基本計画の策定についての諮問をさせていただきます。この諮問書につきましては、写しを委員の皆さまに配布させていただいておりますのでご覧ください。渡辺会長、どうぞ前の方へお越しください。</p> <p><辻市長から渡辺会長へ諮問書を提出></p>
<p>(事務局)</p>	<p>誠に恐れ入りますが、市長は、公務の都合上、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。</p> <p><市長退席></p> <p>では、渡辺会長からご挨拶を頂きたいと思います。</p>
<p>(会長)</p>	<p>本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。今回は皆さん活発なご意見をたくさん頂き、良かったと思いますので、今回も忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。これから、審議会の回数も多く、今年度と来年度は忙しくなると思いますが、ご協力をよろしくお願います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、これから先の進行につきましては、渡辺会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(会長)</p>	<p>今年度初めての審議会になりますのと、前回欠席された委員の方もいらっしゃると思いますので、初めに委員の自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、朝川委員から席の順にお願いします。</p> <p><委員自己紹介></p>
<p>(事務局)</p>	<p>次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。</p> <p><事務局自己紹介></p> <p>それでは議案に従い、議事を進めてまいります。初めに事務局より何かありますでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。</p> <p><資料の確認></p> <p>不足されている資料などはないでしょうか。</p>
<p>(会長)</p>	<p>配布資料について説明がありました。他に事務局からありますでしょうか。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>事務局から会議にあたりましてのお願いを申し上げます。本会議は、議事録を市のホームページに公表することになっておりますので、委員の皆様には予めご了承をいただきたいと思います。ご発言の際にはお名前を名乗っていただいてからご発言願います。委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴したいと存じますので、よろしくご協力お願い申し上げます。</p> <p>次に、「北見市男女共同参画審議会の役割」につきまして、説明をさせていただきます。資料2の「北見市男女共同参画を推進するための条例」をご覧ください。条例第16条第1項に、(市長の義務)としまして「男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めなければならない」、同条第3項では、「市長は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ北見市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない」と規定しています。また、同条例の第28条には、(審議会の権限)としまして、「審議会は、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について、市長の諮問により又は必要に応じて調査審議し、市長に意見を述べることができる」と規定しています。本日の審議会はこの規定に基づき、第2次北見市男女共同参画基本計画の策定についてご審議、ご意見をいただくものであります。私からは以上です。</p>
<p>(会長)</p>	<p>審議会の役割についてご説明いただきました。</p> <p>続いて、議事(1)の「第2次北見市男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について」事務局から説明をいただき、ご意見等をいただきたいと思います。事務局、お願いします。</p>
<p>4. 議事 議事(1)「第2次北見市男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について」 (事務局)</p>	<p>議事(1)の「第2次北見市男女共同参画基本計画のスケジュール等について」事務局から説明します。資料5をご覧ください。本日市長から渡辺会長に諮問書を提出させていただきましたが、これから開始します第2次北見市男女共同参画基本計画の策定について説明いたします。</p> <p>まず、(1)「計画策定の趣旨」ですが、平成20年2月に策定しました北見市男女共同参画基本計画である男女共同参画プランきたみの計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間となっております。この計画に代わる次期計画としまして、第2次基本計画を策定するものです。</p> <p>次に(2)の計画期間ですが、次期計画についても、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、平成35年度に中間見直しを行いたいと考えております。次に(3)の「第2次基本計画の位置づけ」ですが、それぞれ条文を抜粋して記載していますが、3つの位置づけがあります。まず、①「北見市男女共同参画を推進するための条例第16条第1項に規定する「基本計画」としての位置づけ、②男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」としての位置づけ、③の女性活躍推進法が平成28年4月に完全施行となり、女性活躍推進法第6条第2項に「市町村推進計画」を定めることが市町村の努力義務として規定されました。この規定によりま</p>

すと、「市町村は基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、市町村推進計画を定めるとしてあります。なお、この基本方針の概要を資料9、本文を資料9-1としてお配りしています。

次に、(4)の「策定にあたっての基本的な考え方」について説明いたします。①ですが、国が平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画、道が平成28年4月に策定した「北海道女性活躍推進計画」及び今後策定予定の第3次となる「北海道男女平等参画計画」の施策の方向、基本的目標などを勘案して策定します。

②ですが、「北見市総合計画（後期基本計画）」、本年2月に策定された「北見市地方創生総合戦略」の基本的方向や具体的施策との整合性を図ります。最後に、③としまして、平成28年3月に策定されました、次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく第2次北見市特定事業主行動計画（前期）の数値目標等との整合性を図り、連携した推進を図ります。

ただ今の(4)の説明で触れました他の関連計画の概要などについて、本日資料として全てお配りしていますので、簡単にご説明いたします。

まず、①の国の第4次男女共同参画基本計画ですが、計画の概要を資料6としてお配りしていますので、ご覧ください。平成27年12月に内閣府で閣議決定されました国の第4次男女共同参画基本計画ですが、概要①に7つの視点について改めて強調しています。最も強調している視点は、「①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等のあらゆる場面における施策を充実」他に「④男女共同参画の視点からの防災・復興対策」も重要視されています。概要②においては、具体的な数値目標も設定されています。地方公務員の女性登用目標、民間企業の女性登用目標、週労働時間60時間以上の雇用者の割合、男性の育児休業取得率などについて、現状の数値と成果目標・期限を設定しています。次に、3枚目の概要③をご覧ください。施策の基本的方向と具体的な取組について、4つの政策領域、12個の具体的な取組を定めています。

次に、資料8の①の北海道女性活躍推進計画ですが、女性活躍推進法第6条第2項に基づく都道府県推進計画となりますが、北海道は、平成28年4月に「北海道女性活躍推進計画」を策定し、計画期間を平成28年度から平成30年度までの概ね3年間としています。Ⅱに北海道における「女性の活躍支援方策」の方向性として、1.構造的課題に向けた女性の活躍支援、2.女性の活力による地域づくり、3.展開方向の3つの柱としています。展開方向の3つの柱は、1：地域を男女でともに支える社会の推進、2：女性のライフステージに応じた支援、3：男女がともに働きやすい環境づくりの推進を定め、展開方向のもとに、各施策の概要を位置づけています。

次に、参考資料3の「北見市総合計画（後期基本計画）」ですが、1市3町合併後の北見市のまちづくりのために具体的施策として位置づけている総合的な計画です。この計画の抜粋したものをお配りしています。総合計画に

は、45 の分野別施策の中で、6-6 男女共同参画社会の実現、6-7 人権尊重のまちづくりを男女共同参画に関連する施策を掲載しています。6-6 男女共同参画社会の実現の中では、施策の達成指標・目標としまして、【市民満足度指標】として「女性の意見が市政に反映されている」と思う市民の割合、【成果指標】として、審議会や附属機関の女性委員登用率を男女共同参画プランと同じ40%と目標値を設定しています。また、主要施策のほとんどが男女共同参画プランと重なっているため、関連計画として「男女共同参画プランきたみ」を位置づけています。

また、6-7 人権尊重のまちづくりの中では、主要施策の③に「DV・セクシュアルハラスメント等の相談・保護体制の充実」を掲載しており、こちらも男女共同参画プランの施策と重なっています。

次に、[参考資料1](#)として添付しています、②の「北見市地方創生総合戦略」ですが、急速に進行する人口減少・少子高齢化の対策に取り組むために「まち・ひと・しごと創生法」に基づく計画として策定されたものですが、ページ番号がありますので、12 ページをお開きいただきますと、基本目標3、「子どもを産みやすく子育てに喜びを感じられる環境を整える」目標の中で、③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が位置づけられています。14 ページに具体的施策が掲載されていますが、「ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発」として、ワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設、市民や企業向けの広報、PR活動、出産や子育てなどに関する多面的な支援、働く女性の支援など関係団体等との連携、企業や男性などを対象にした「イクメン」などの意識啓発を掲載しております。「ワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設」につきましては、のちほど議事（2）で詳細を説明します。次に、③の「第2次北見市特定事業主行動計画（前期）」ですが、[参考資料2](#)の「きっとたのしいみらいプラン」をご覧ください。これは、平成28年3月までに女性活躍推進法により市町村が特定事業主行動計画の策定を義務付けられましたので、こちらは、もともとありました次世代育成支援法に基づく特定事業主行動計画と一体のものとして、総務部職員課で策定していますが、最後の8ページをご覧くださいと、年間360時間超の時間外勤務をした人数、年次有給休暇の取得率、女性職員の管理職登用率、などについてそれぞれ数値目標と達成時期を掲載していますが、女性管理職の登用率もプランと同じ10%としています。こちらの数値目標等と整合性を取った形で計画を立てていきます。

次に、[資料5](#)の（5）の「策定の推進体制」についてですが、男女共同参画基本計画の推進体制は、庁内の組織として、関係各課の課長職等で構成する「北見市男女共同参画推進連絡会議」、部長職等で構成する「北見市男女共同参画推進本部」がありまして、市民・事業者の代表として、こちらの男女共同参画審議会、平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査・事業所意識調査、平成29年12月に実施予定のパブリック・コメントがあります。（6）の策定スケジュール（案）についてですが、[資料5-1](#)をご覧くださいと、このスケジュールは、左から年度・月・男女共同参画審議

会の開催状況・第2次基本計画の策定作業・男女共同参画推進本部会議・庁内連絡会議・常任委員会への報告でスケジュールを掲載しております。7月に第1回審議会開催、本日、市長から審議会への諮問を行いました。第2回目の審議会は9月に開催し、現行プランの検証作業、第2次基本計画の骨子案の審議、事務局で男女共同参画の現状や庁内の推進状況調査を行ったものにより、具体的に策定作業に着手し、平成29年3月に第2次基本計画の骨子について作成し、審議会から中間答申を頂きたいと考えています。その作成した骨子に基づき、平成29年度は庁内の男女共同参画推進連絡会議、本部会議を開催し、具体的事業を検討していきます。基本計画素案を作成し、来年6月以降に審議会も並行して開催し、ご意見を頂きます。来年12月にパブリック・コメントを実施し、市のホームページ等で市民の意見を募集し、これについて審議会で意見交換をしていただき、平成30年2月までに審議会からの最終答申を頂くことを目指します。

資料5-2に、北見市男女共同参画基本計画と他の関連計画期間の状況になりますが、一番上は国の第4次男女共同参画基本計画、2番目は北海道男女平等参画基本計画で北見市と計画期間が全く重なっており、これから次期計画の策定に着手するというのが北見市と同じ状況になっています。このため、道の今後の策定の動向も確認していく必要があります。また、道の女性活躍推進計画は平成28年度から30年度までとなっています。道においても、次期基本計画は女性活躍推進計画と一体のものとして策定を検討しているということで、道内のほとんどの市町村が基本計画と推進計画を一体のものとして策定することを道の調査で把握しています。

北見市の他の関連計画ですが、総合計画の後期計画が平成30年度まで、地方創生総合戦略が平成27年度から32年度まで、特定事業主行動計画は第2次前期計画が28年度から32年度までとなっており、地方創生総合戦略と特定事業主行動計画については、平成30年度から32年度までの3カ年度計画期間が重なりますので、整合性を保って策定する必要があります。

次に、現行男女共同参画プランと第2次基本計画の構成ですが、資料5-3現行プランは、基本目標が5項目、基本的方向が14項目、具体的施策が39項目、具体的事業は、当初137事業ありましたが、事業の廃止などにより、現在は126事業を推進している状況です。

資料5-4をご覧ください。第2次基本計画の策定は、北見市男女共同参画を推進するための条例の基本理念が7つあり、この基本理念により枠組みを作りたいたと考えています。資料5-4では、左側が現行男女共同参画プランきたみ、右側が国の第4次男女共同参画基本計画、女性活躍推進法の基本方針や社会情勢の変化等に基づき、見直しを行うこととし、今後の審議会で基本目標、重点施策の案などを提示していきます。また、今回お配りした会議資料は、本日全てを説明することはできませんが、次回の審議会までに委員の皆様にお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で、議事(1)の第2次北見市男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について説明を終了します。ご審議をお願いいたします。

(会長)

議事(1)の第2次北見市男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について説明いただきましたが、ご質問・ご意見等はございませんか。ご質問等がないようでしたら、議事(1)の第2次北見市男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について承認としてよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか？

<異議なしの声>

ご異議が無ければ承認とさせていただきます。

続いて、議事(2)の「ワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設について」事務局から説明をいただき、ご意見等をいただきたいと思います。

議事(2)

「ワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設について」
(事務局)

では、議事(2)のワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設について説明いたします。[資料7](#)をご覧ください。「ワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設について(案)」の資料ですが、前回の審議会でも、男性をはじめとする社会の意識の変革に努めることという意見書を頂きましたが、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組は、少子高齢化による人材確保が困難な中小企業等において、優秀な人材の確保・定着など、企業のメリットも大きく、「コスト」としてではなく、「明日への投資」として捉えていただきたいと思います。

現在、広報きたみでワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所を紹介していますが、これを認定制度として創設することとします。

(1)の制度の名称が「きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所制度」、

(2)の制度創設の目的ですが、仕事と子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動及び地域活動を両立することができる、男女がともに働きやすい職場環境づくり等に積極的に取り組んでいる事業所を市が認定し、その取組みについて広く紹介し、社会的に評価される仕組みを作ることにより、平成28年2月に策定されました北見市地方創生総合戦略の掲載事業である、北見市におけるワーク・ライフ・バランスの推進、並びに北見市における男女共同参画社会の形成の促進を目的とする制度です。

(3)の認定事業所の特典、メリットですが、認定後、市が広報きたみ・市のホームページ、市のFacebook、啓発チラシ等への掲載により、認定事業所についての公表及びPRを行います。②自社の対外的な印刷物(ポスター・パンフレットなど)に認定事業所であること、北見市の認定マークを使用することができるようになります。

(4)の募集対象の事業所は、①市内に本社又は主たる事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者、②労働に関する法令やその他の法令に違反していないこと、③社会通念上、認定を受けることが適当でないことと認められる事由がないこと、④その業態が公序良俗に反していないこと、のいずれにも該当する事業所とします。

(5)の審査方法ですが、①申請書、就業規則等の必要書類を提出いただき、

関係部局及び関係機関で構成する審査委員会を設置し、資料7-1の認定基準に照らしあわせて評価を行い、認定事業所を選考します。②審査委員会の構成は、北見市庁内の関係部局、学識経験者、商工会議所関係者、男女共同参画審議会委員から選出させていただくことを検討しております。③認定基準のクリア数に応じて、3段階の評価を行うこととします。これは、例えば、初回の認定は各区分につき、1個以上の「現在取組中」のチェックが付くことを条件とし、例えば全項目のうち、15項目以上で☆1つ、25項目以上で☆2つというように3段階で評価するような審査を検討しております。

(6)の平成28年度の制度実施スケジュールですが、7月末から8月末まで、「認定マーク」の公募、9月には応募された「認定マーク」の審査・決定、10月～12月に実際、認定事業所を募集し、事業所からの申請受付、平成29年1月から2月に審査委員会による選考、3月に認定証の授与、4月から認定事業所について公表・PRを行うというスケジュールで検討をしています。具体的な認定基準ですが、資料7-1のチェックシートのとおり、項目を4つの区分(1.仕事と子育て・家族の介護等を両立できる職場環境づくり、2.性別にとらわれない能力活用、3.従業員の健康づくりへの取組、4.男女ともに働きやすい職場づくり)で分類し、全部で55項目の案を作成しました。

以上で、議事(2)のワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設についての事務局からの説明を終わります。何か見直しが必要な箇所などがありましたら、ご意見・ご審議をお願いいたします。

(会長)

議事(2)の「ワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設について」説明いただきましたが、ご質問・ご意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。ご質問等がないようでしたら、議事(2)の「ワーク・ライフ・バランス認定事業所制度の創設について」承認としてよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか？

<異議なしの声>

ご異議が無ければ承認とさせていただきます。

続いて議事(3)のその他でございますが、事務局を含めて何かありましたらご発言をお願いします。

議事(3) その他
(事務局)

事務局からは2点、お願いとご連絡を申し上げます。1点目は、本日資料としてお配りしています審議会の委員名簿、本会議の議事録について、市のホームページで公表します。議事録は、事務局で概要を要約し、事前に書面にして委員の皆様へ郵送いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。2点目は、本日の会議のご出席に伴う委員報酬及び交通費についてですが、条例の規定に従い、以前ご指定いただいた口座に振込をさせていただきます。

次に、本日、追加資料としてお配りしていますが、6月21日から29日まで中央図書館で開催していました男女共同参画週間パネル展で、来館者の

<p>(会長)</p> <p>5. 閉会 (事務局)</p>	<p>方に対してシールアンケートを実施し、質問に対する回答のシール数を集計した資料です。今後ホームページでも公表する予定ですが、なかなか興味深い内容となっていますのでお配りしました。事務局からは以上です。</p> <p>「イクボス」という言葉は初めて聞きました。ありがとうございました。事務局からホームページ掲載と委員報酬について説明がありましたが、ご質問などはございませんか。なければ本日の議事を全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。</p> <p>長時間にわたり、ありがとうございました。今回は資料が多かったために、一方的な説明となってしまい、ご意見はいただけませんでした。概要をかいつまんで説明させていただいたこととなりますが、一旦お戻りになって、空いた時間に中身をご覧いただき、次回の会議の時に色々な意見を頂きたいと思えます。</p> <p>議事の中で、担当係長より今後の審議会の開催スケジュールについての日程の説明もございましたが、本年度は9月に第2回目の審議会を開催し、第2次北見市男女共同参画基本計画の策定について具体的にご審議をいただきたいと存じます。開催日が決まりましたら、また文書でご案内いたします。</p> <p>委員の皆様には、今後も、本市の男女共同参画の推進にお力添えを賜りますよう、重ねてお願いを申し上げまして、審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p>
------------------------------------	---